

過渡的措置によるH I V感染症専門薬剤師認定申請資格

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本エイズ学会の会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された制度による認定薬剤師、あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、H I V感染症患者に対する指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (5) 日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本エイズ学会、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において、H I V感染症領域に関する学会発表が1回以上（発表者）、複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌にH I V感染症領域の学術論文が1編以上（筆頭著者）の全てを満たしていること。
- (6) H I V感染症患者に対する指導実績が50症例以上を満たしていること。
- (7) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。

別添

1. (4)、(6)で「H I V感染症患者に対する指導」とは、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、H I V感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めることである。